神戸町告示第8号

神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、自転車に 係る交通事故による被害の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するこ ととし、その交付については、神戸町補助金等交付規則(昭和54年神戸町規則第8 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによ る。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (2) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者又は社会通念上子どもを保護する責任がある親族をいう。
 - (3) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ連邦共和国が法で定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ アメリカ合衆国の消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証 したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、 町長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本町の

住民基本台帳に記録されている者で、ヘルメットを購入する者 (子どもが着用するヘルメットを購入する場合にあっては、その保護者)とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助対象経費は、第2条に規定する補助対象者が、ヘルメット販売事業者 の店舗等において、当該年度内に購入を行うヘルメットの購入費とする。
- 2 町長は、予算の範囲内で、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を補助金として交付する。ただし、その上限額は、2,000円とする。
- 3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する者1人につき年1回までとする。 (交付の申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、神戸町 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に 掲げる書類を添えて、ヘルメットを購入した日の年度内に町長に提出しなければ ならない。
 - (1) 購入したヘルメットの品名その他補助事業の内容が分かる事項が記載された領収書等又はその写し
 - (2) 保証書その他安全認証を受けたことが分かる書類等
- 2 規則第7条に規定する実績報告は、前項の申請をもって、これに代えるものとする。

(交付の決定等)

- 第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、 補助金の交付の可否を決定する。
- 2 前項の規定により補助を決定したときは、速やかに交付申請者の指定する金融機関口座への振込により補助金を交付するものとする。
- 3 町長は、補助をしないときは申請者に対し、神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 購入したヘルメットは、自転車乗車時に着用すること。
 - (2) ヘルメットの購入後に発生した交通事故に関し、町が一切の責任を負わないことについて了承すること。

(検査)

第8条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、職員に補助事業の実施について検査をさせ、又は関係者の意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

神戸町長

申請者	٦	=	-				
	住	所	神戸町				
	氏	名					
	生年	月日		年	月	Ħ	
	電話	番号					

神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定後は、補助金を下記の私の口座に振り込んでください。

10/40/	110 eb 2 7	2 V X 13 10	V 100 100 1	Jun 650 715" (- 1 HP A	71X V 11 1	E 10 100 1	1 12/0	C / /	
購入日		年	月	. 日			\.			
ヘルメ	氏名				生年 月日		年	月	B	
ットの 使用者	住所	神戸町					申請者の続柄	_		
	メー	- カー	品名又	は品番		3	安全基準	Ē		
購入し たヘル メット					S G C P S 【認証	JCF SC そ Eマーク係	その他		GS) で確認	
	購力	人価格		円	補助金	交付申請	青額			円

- ※安全基準は、購入したヘルメットの安全基準マークに○を付ける。
- ※補助金交付申請額:ヘルメットの購入価格×1/2

(上限 2,000 円。100 円未満の端数は、切り捨て)

(-L- PX	2,000 1 0 100	口不何ツ郷奴は、ツ	り頂くり		
振込	金融機関名	銀行 農協 金庫	支店名	本店・	支店
	フリガナ		-		
座	口座名義				
	種別	当座・普通	口座番号		

≪添付書類≫

- (1) 購入したもの、購入に要する費用が分かる書類 (領収書、宛名 (使用者の氏名) の記載必須)
- (2) 保証書その他SG基準又はこれに相当すると町長が認める安全基準に適合していることがわかる書類等(現物の提示でも可)

誓約事項

(工刻の出放と注) ** ロルエ	ン、遵守することを誓約します。
(下記の内谷を読んで、口にナエ	:ックし、署名してください。)
□ 購入したヘルメットを自転	(車乗車時に必ず着用し(着用させ)、交通ルー
ルを遵守し交通安全に努めま	きす。
□ 同一年度に自転車乗車用へ	ルメットの購入について、同補助金の適用及び
他の補助金の適用を受けてい	ません。(他の自治体でヘルメット購入補助金
の適用を受けていないことを	(合む)
	の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は
	な関係を有する者ではありません。
	春入後に発生した事故等について、町が一切の責
任を負わないことについて了	
	5個人情報に関し、補助金の交付の目的の範囲内
で使用されることについて同	
	ドに関し、町職員が私の住民基本台帳を閲覧する
ことについて了承します。	Address and the second and the secon
	《判明した場合は、交付を受けた補助金を速やか
に返還します。	
	令和 年 月 日
	per to the train
	<u>氏名(自署)</u>
領収も	書の写しなどの添付欄
	書の写しなどの添付欄 らに貼ってください。
	書の写しなどの添付欄 らに貼ってください。

様式第2号(第6条関係)

神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付却下通知書

第 号 日 .

様

神戸町長

年 月 日付けで交付申請のあった神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づく補助金については、下記の理由により交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

1. 却下理由

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)